

## 集合住宅におけるメーターユニット設置基準

### (目的)

第1条 この基準は、集合住宅におけるメーター前後の配管継手部が著しく腐食していたり、また他の設備やスペースの関係でメーターの交換等に支障をきたす問題が生じるため、パイプシャフト内にメーターを設置する場合の取り扱いを定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この基準は、三郷市水道事業の給水区域内において、口径13mmから25mmのメーターを受水槽以下装置でパイプシャフト内に使用するメーターユニットについて適用する。

### (基本構造)

第3条 メーターユニット（以下、「ユニット」という。）の基本構造は、社団法人日本水道協会の品質認証登録品であるとともに、台座上に止水栓、メーター接続器具、逆止弁を取り付け、一体化した給水用具とする。

### (基本条件)

第4条 前条に定める構造のほか、次の各号の条件を備えること。

- (1) 水質を汚染しないものであること。
- (2) メーターの取り付け、取り外しが容易に行なえ、検針及び止水栓の操作等に支障が無いこと。
- (3) メーターによる水量の計量に支障がないこと。
- (4) 止水キャップの取り付け、取り外しが容易に行なえること。
- (5) メーターの取り付け、取り外しの際、専用工具を使用しない構造であること。
- (6) ユニットは、アンカーボルト、全ねじボルト等で固定できること。
- (7) メーター設置位置の一次側にボール止水栓、二次側に逆止弁が取り付けられていること。
- (8) 台座の材質は、ダクタイル鋳鉄等の金属とし、その材質に適した防食処理を施すこと。また、通常の使用に際して十分な強度、耐久性を有すること。
- (9) ユニットの配管接続部の形状をテーパめねじとする場合は、管端防食コアを内蔵すること。

- (10) ユニットには、止水栓、メーター接続器具、逆止弁の基本器具以外に減圧弁を取り付けることができる。その際、減圧弁は取り替え等のメンテナンスが容易に行なえること。
- (11) ユニットには、メーター逆取り付け防止機構が備えられていること。
- (12) ユニットの表面は、滑らかで、鋳造品は鋳巣・割れ・キズ・鋳ばりその他使用上有害な欠陥がないこと。
- (13) 逆止弁は、優れた耐久性を有し、容易に点検、取り替え等のメンテナンスが行なえること。

(メーターの接続)

第5条 メーター接続器具は、次の各号に定める要件を満たすこと。

- (1) メーターの接続方式は、スライドハンドルの回転等でメーター接続部を伸縮させ、メーターを圧着して取り付ける方式とすること。
- (2) メーター及びパッキンを圧着することで、メーターとユニットを接続した部分の漏れを防止できること。
- (3) スライド機構をメーター設置位置の一次側に設ける場合、スライドハンドルの回転方向は、流水方向を基準に左回転で開き（メーターを取り外すことができる）、二次側に設けるときは、右回転で開く構造とすること。
- (4) メーター接続部のスライド幅は、メーターの取り付け、取り外し及びこれに伴うパッキンの交換に支障がないよう十分余裕があること。
- (5) メーターを取り付けた際、スライドハンドルが固定できないものは、回転防止用結束バンド（3.6mm×1.5mm×200mm）の通る穴をスライドハンドルに設け、本体の一部と連結する等により緩み止めができること。
- (6) メーター接続器具のパッキン当り面には、パッキンを介してメーターをユニットに接続した際、設置されたパッキンにずれ等が生じないよう適度な溝等が設けられていること。
- (7) メーター接続器具は、メーターの上水ねじに対応できること。

(ユニットの性能)

第6条 ユニットの性能は、次の各号の基準を満たしていること。

- (1) ユニットの性能は、厚生省令第14号「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」における次の基準を満たすこと。
  - ① 耐圧に関する基準
  - ② 浸出に関する基準
  - ③ 逆流防止に関する基準

(2) ユニットのボール止水栓の性能は、日本水道協会規格「水道用止水栓 (JWWA B108)」における4.2の止水性能の基準を満たすこと。

(表 示)

第7条 ユニットの各号の項目について容易に確認ができ、また、簡単に消えない方法で表示されていること。

- (1) 製造業者名または表示用略号 (商標等)
- (2) 口径
- (3) 流路方向
- (4) 止水栓の開閉方向及び開閉角度
- (5) スライドハンドルの開閉方向

(凍結防止)

第8条 設置されるユニットには、凍結防止措置を講ずること。その際、保温カバーは容易に着脱ができ、定期検針に際しては最小限の作業量で行なえる構造とすること。また、止水栓の操作及び止水キャップの取り付け、取り外し等の作業に支障のないものとする。

(実施時期)

第9条 この基準は、平成17年9月1日より実施する。